

《福島県立図書館が目指す図書館》

－ Fukushima の未来をひらく図書館へ －

(平成 30 年度～平成 32 年度「福島県立図書館アクションプラン (第 3 次)」)

福島県立図書館

(2018. 3)

《目 次》

第1章 「アクションプラン（第3次）」の策定にあたって

- 1 はじめに … p1
- 2 福島県の現状 … p2
- 3 福島県立図書館の現状 … p4
- 4 福島県立図書館の課題 … p8
- 5 県立図書館の果たすべき役割 … p11

第2章 福島県立図書館が目指す図書館

- 1 基本理念 … p12
- 2 福島県立図書館が目指す4つの目標 … p13
- 3 「4つの目標」に向けた主要な事業 … p14
 - (1) 「県民のための図書館」であるために … p14
 - (2) 「子どもたちの今と未来のための図書館」であるために … p17
 - (3) 「市町村（図書館・公民館等）を支える図書館」であるために … p19
 - (4) 「ふくしまを知ることができる図書館」であるために … p23

第1章 「アクションプラン（第3次）」の策定にあたって

1 はじめに

（1）趣 旨

福島県立図書館では、平成17年10月に当館のあるべき姿をまとめた『学びの環境づくり』を策定しました。また、その内容を実現するため、重点的に取り組むべき施策として、平成20年3月に『「県民を支える図書館」アクションプラン』（実施年度：平成20年度～24年度）を策定し、“学ぶ人”“働く人”などのサービス対象者を基準に、事業を整理し、年度毎の事業実施計画を定めました。平成25年3月策定の「アクションプラン（第2次）」（実施年度：平成25年度～29年度）では、“震災復興”“県民の利用しやすい図書館”“子どもの読書活動”“図書館の図書館”という4つの観点から福島県立図書館の業務を捉え、職員の行動指針として事業推進の目標を定めました。今回のアクションプラン（第3次）（実施年度：平成30年度～32年度）では、先の『アクションプラン』の実施経緯を踏まえ、“改めて福島県立図書館の役割と使命を考え、行動すること”を旨として策定しました。

なお、『学びの環境づくり』が策定されてから12年が経過しています。この間、東日本大震災による社会環境の変化をはじめ、『図書館法』の改正（平成20年）、それに伴う『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の全面改正（平成24年）、SNS等情報通信手段の著しい進歩等、図書館を取り巻く状況も大きく変化していることから、改めて、このアクションプラン（第3次）の中で“福島県立図書館の現状と課題”や“現下の福島県立図書館が果たすべき役割”について明記することとし、『学びの環境づくり』に代わるものとししました。

（2）性 格

本計画は、『第6次福島県総合教育計画（平成25年度～平成32年度）』、〈「頑張る学校応援プラン」（平成29年度～32年度）〉及び『第三次福島県子ども読書活動推進計画（平成27年度～平成31年度）』に基づくとともに、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）に照らし、同基準が掲げる「基本的運営方針」と行動計画として策定したものです。

（3）期 間

福島県立図書館が対象とする業務（サービス）の範囲は、個々の県民を対象としたものだけではなく、県内市町村が行う図書館事業を含む生涯学習活動や、学校図書館を基点とした子どもたちの学習活動への支援等、幅広い視点で捉えられるべきものであることから、福島県の教育活動全般との連動は欠くことのできないものであるため、本計画の実施期間の設定にあたっては、『第6次福島県総合教育計画』との整合を図ることとし、計画期間を平成30年度～32年度とします。

（4）運 用

事業実施の成果を示すものとして、指標を設定し、その進行管理を行うとともに、毎年、取組状況についての評価を行い、これを公表し、計画の適切な運用に努めます。

2 福島県の現状

福島県における図書館活動を考えるとき、考慮しなければならない状況があります。

(1) 地域性

全国3番目という広大な面積を有する県域は、地理的環境の面から、全ての住民への均等なサービスの実施には、難しさがあることを理解しなければなりません。

また、福島県の過疎・中山間地域は、福島県の面積の81.9%、人口の30.6%を占め、51の市町村がこれに該当しています(注1)。先の“広域性”と併せ、図書館活動を行う上で考慮しなければならない地域性です。

(2) 図書館設置率

図書館活動は、資料を利用してもらうということだけではありません。それぞれに育まれた固有の歴史と文化、自然などの地域情報を保存し伝えていくことも、図書館の担うべき役割です。しかしながら、福島県の図書館設置率(図書館を設置している自治体の割合)は50.8%(59自治体のうち30自治体)と全国最下位であり、地域の文化振興の観点からも、資料(情報)の保存や提供の環境は十分とはいえません。

(3) 少子高齢化

平成29年9月1日現在の福島県の高齢化率は、30.2%であり、全国平均を2.5ポイント上回っています。更に、2040年には39.3%となる将来推計も示されています(注2)。

また、平成27年度の年少人口(14歳以下)の割合は12.1%(注3)であり、震災前の数値(平成22年度:13.7%)より1.6ポイント低下しています。

図書館は、このような状況を的確に捉えるとともに、関係機関との連携を密にし、高齢者と子どもや子育て世代へのサービスの充実を図っていく必要があります。

(注1) 『福島県過疎・中山間地域振興戦略(H25.3改定)』(福島県)より

(注2) 『福島県の推計人口(福島県現住人口調査月報)』より

(注3) 『一目でわかる福島県の指標2017』(福島県)より

(4) 原子力災害に伴う避難指示区域

浜通り地区では、東日本大震災による原発事故の影響により、現在においても、未だ地元での活動を再開できない自治体があります。

平成 29 年度時点において、図書館では富岡町・大熊町・双葉町・浪江町の 4 館が、公民館図書室では楡葉町が休館をしている状態です。再開を果たした図書館・公民館でも、住民の帰還状況などから、十分な活動再開には至っていない状況です。特に、町村が行う学校図書館支援は、資料面でも人的部分においても決して簡単なことではなく、福島県立図書館による支援は必要であると考えます。

以上のような、福島県の置かれた現状を考慮したとき、福島県立図書館の使命として、全県域（全ての県民）に対する均等なサービスの実施に加え、各地域の実情に照らした図書館活動振興の支援と、図書館ネットワークの構築による、福島県全体としての図書館活動の活性化に向けた取組は必須であるといえます。

3 福島県立図書館の現状

「福島県立図書館アクションプラン（第2次）」（平成25年度～29年度）の取組状況について記すとともに、本計画の策定にあたり、平成29年8月1日～15日の期間で実施したアンケート結果を分析し、県民の声を踏まえた福島県立図書館の現状について示します。

（1）「福島県立図書館アクションプラン（第2次）」の取組状況

「福島県立図書館アクションプラン（第2次）」は、平成25年度～29年度の実施期間を設定し、東日本大震災からの復興を第一義とし、県民及び児童の読書・学習環境の充実と図書館関係機関との連携によるサービスの向上を目的に、次の4つの方針を定めたものです。

- ア 東日本大震災等により失われた読書環境、学習環境を取り戻します。
- イ 県民一人ひとりのお役に立てるよう図書館環境を整えます。
- ウ 福島県の子どもの読書活動を推進します。
- エ 「図書館の図書館」として、図書館の振興を図ります。

ア 東日本大震災等により失われた読書環境、学習環境を取り戻します。

東日本大震災等の記録を残すことを目的に、平成24年4月から「東日本大震災福島県復興ライブラリー」を常設コーナーとして設置し、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴う県内の被災や復興に関連する資料を中心に収集し提供しています。平成29年3月11日現在での所蔵数は10,646タイトルで、「資料一覧リスト」も作成しホームページで公開しています。資料や関連パネル等は「出張展示」としても活用されています。

また、関係機関との連携による記録保存にも努め、国立国会図書館が行う東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」へ、当館所蔵資料のデータを提供しています。

被災自治体への図書館活動支援としては、図書館関係機関や各支援団体をつなぐ福島県における総合窓口として、支援情報の提供と支援実施に努めてきた他、関係する会議に職員を継続的に派遣しています。

読書環境・学習環境の整備としては、学校図書館支援を中心に、移動図書館車を巡回し資料の貸出しを行う他、帰還した自治体に対しては、図書館活動再開のための運営相談等を実施しています。

イ 県民一人ひとりのお役に立てるよう図書館環境を整えます。

県民が必要とする情報を提供することは福島県立図書館の最も重要な役割です。その情報提供を可能としているものは、情報源である資料です。

資料の面から現状を見ますと、資料費は、平成28年度の都道府県立図書館における人口1人当たりの平均予算額を下回っている状況です。(注4)

また、地域資料（福島県に關係する資料）を中心とした貴重資料については、原資料（オリジナル）の保存と資料活用の利便性を高めるため、資料のデジタル化が必要となっていますが、あまり進んでいない状況にあります。

サービス面では、課題解決のための取組として、調べ物に活用する事典など「参考資料」の計画的収集をはじめ、オンラインデータベース等の活用によりレファレンス業務（注5）の強化を図っています。

また、関連する文化機関との連携による講座や講演会も開催しています。

人と資料を結ぶための情報発信事業としては、「本の森へのみちしるべ」（パスファインダー（注6））の作成や、各種の主題による資料展示を積極的に行っています。また、図書館利用を促進するため、国立国会図書館の「歴史的音源（注7）」の視聴や「図書館向けデジタル化資料送信サービス（注8）」の提供を行っています。

利用しやすい環境の整備としては、ユニバーサルアクセスの観点から、ホームページに「読み上げ機能」の付加を行うなどしましたが、SNS等の活用やWi-Fi環境など、現状に照らした情報環境への対応は十分ではありません。また、図書館の利用に障がいのある全ての人に配慮した、利用しやすくわかりやすい、ユニバーサルデザインの考え方に照らした図書館内の環境整備についても、更に進めていく必要があります。

福島県立図書館の利便性を向上させるための取組みとしては、郵送による「利用者登録」や資料の「宅配サービス」、借りた資料を最寄りの図書館に返却することができる「遠隔地返却サービス」を行っています。また、Webサービスの一つとして、予約した資料の受取館（借り受け窓口）を指定できるサービスも開始しました。

更に、「電子書籍」等、新たな資料情報への要望もあることから、社会情勢に合わせた対応についても検討が必要と考えています。

(注4) 『日本の図書館 2016』（日本図書館協会）より

(注5) 図書館の利用者が必要とする情報（資料）に対して、図書館の職員（司書）が、その検索や調査を支援することで情報を提供（回答）する業務。「調査相談」、「参考業務」ともいう。

(注6) 特定のテーマに関する資料（情報）や、それを探すための方法を簡潔にまとめた検索ツール。

(注7) 国立国会図書館が提供する、1900年初頭から1950年頃までに国内で製造されたSP盤等のデジタル音源。

(注8) 国立国会図書館が所蔵するデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を、全国の公共図書館等の館内で利用できるサービス。

ウ 福島県の子どもたちの読書活動を推進します。

「児童図書研究室」の業務として、推奨する資料の展示や、子どもの読書活動支援者に対する各種情報提供など、子どもの読書活動推進のための事業を継続して実施している他、市町村立図書館のモデル図書館として、子どもたちへの直接サービスを行っています。

平成26年度からは、東日本大震災で被災した子どもたちや保護者が、本とのふれあいを通して心を癒やすことを目的に、「子どもの本がつなぐスマイルプロジェクト」を実施し、本とのふれあいを体験できる環境づくりも進めています。

また、『学校図書館法』の改正に伴い、その環境整備が急激に進んでいる学校図書館活動への支援についても、関係部署や当該自治体と協力して行っています。

エ 「図書館の図書館」として、図書館の振興を図ります。

「協力車」(注9)により県内図書館を巡回し、県内図書館間の相互貸借(注10)資料の搬送のほか、各館の情報の収集と提供、運営に関する相談などを行っています。加えて、図書館未設置町村に対しては、「移動図書館車」による巡回を行い、資料の貸出と図書室運営のための相談事業を行っています。

また、県内図書館関係職員のスキルアップのため、各種の研修会や研究集会を開催しています。

こうした運営を支える体制として、平成11年4月から「福島県図書館情報ネットワーク(注11)」を運用し、連携・協力の基盤を整えています。平成28年度には「図書館ポータル(注12)」を開設し、県内図書館間の情報交換と共有化の受け皿を設けました。

大学図書館等研究機関との連携については、「福島県内大学図書館連絡協議会」の加盟館として、県内の大学図書館と公共図書館間における相互協力体制を維持するため、その連絡調整に努めています。

また、福島大学及び福島県立医科大学とは、相互協力のための「ふくふくネット」を運営し、資料の「相互貸借」や情報交換を行っています。

(注9) 福島県立図書館が運行する県内図書館を巡回する連絡車。相互貸借資料の搬送や、遠隔地返却資料の回収、情報交換や運営相談を行う。

(注10) 利用する図書館を通して、他の図書館の資料を借り受けることができるサービス。

(注11) 県民に対する図書館サービスの向上を図るため、福島県立図書館の業務を電算化し、市町村立図書館や公民館等とのネットワークを構築したもの。

(注12) 福島県立図書館がホームページ内で運用する、県内市町村図書館・公民館図書室・学校図書館等を対象とした専用サイト。電子掲示板等の機能を持つ。

(2) 利用調査アンケートから (分析)

ア 県内図書館・公民館から

資料の支援体制については、市町村立図書館に対し実施している「資料購入リクエスト」を利用したことがない館が多く、また、公民館においては「協力貸出(注13)」を利用したことがない館が過半数を占めるなど、資料支援体制の周知が不十分であることがわかりました。

「協力車」の巡回頻度の増加について多くの要望が出されています。それは、資料の搬送回数の増加だけではなく、情報交換を含めた協力車の総合的な運用方法についての検討要望と考えられます。

また、「協力レファレンス(注14)」や「情報交換・運営相談業務」については利用したことがない館が多数あり、情報拠点としての役割が十分に果たされていないことがわかりました。

全体としては、概ね県内の図書館・公共図書室から、福島県立図書館のサービス事業と支援事業が活用されていると考えますが、福島県立図書館に期待する業務も「協力貸出」、「職員研修」、「情報交換・運営相談業務」等、様々出されており、全般的なサービス基盤の向上が求められています。

イ 利用者から

福島県立図書館には福島県の文化振興の中心としての役割を担って欲しいとの要望が多くありました。

具体的には、蔵書の充実を図ることや、県内の図書館設置への支援、学校図書館への支援を強化し、県内の読書活動を推進するための働きかけを積極的に行って欲しいとの声がありました。

(注13) 都道府県立図書館が市町村図書館等に対して行う相互貸借(貸出)のこと。

(注14) 自館で解決できないレファレンスを、他館に照会し回答を得る情報サービス。

4 福島県立図書館の課題

『福島県立図書館アクションプラン（第2次）』の、平成28年度（4年目）終了時の取組状況の検証を踏まえ、福島県立図書館の現時点での課題を以下のとおり整理します。

（1）福島県立図書館の利用促進の観点から

○資料の充実

- ・各分野に渡る課題の解決に必要なレファレンス資料を、体系的に揃える必要があります。
- ・県民の多様で高度なニーズに応えるため、県内大学図書館をはじめとする専門機関等との連携による、資料情報提供環境の更なる充実についての検討が必要です。

○東日本大震災福島県復興ライブラリーの収集と提供

- ・事業の長期的運用を図るため継続的な資料の収集と整理が必要です。また、大震災からの時間的経過に伴い変化する資料へのニーズと、出版される資料内容の変化に対応した構成についても検討する必要があります。
- ・資料の活用方法として、「出張展示」の利用を積極的に進める等、新たな提供方法の検討が必要です。

○多面的な文化活動の推進

- ・館種を越えた、各機関との連携による県民に開かれた情報発信事業の展開が必要です。また、そのための中長期的な事業計画の策定が必要です。

○施設設備の充実

- ・誰もが利用しやすい図書館とするために、ユニバーサルデザインの考え方に照らした、快適な環境づくりへの更なる対応が必要です。

（2）子ども読書活動推進の観点から

○学校図書館への支援と連携

- ・市町村及び学校図書館が本を選ぶための情報提供として、児童資料の幅広い収集を目指す必要があります。
- ・学校司書や読書活動ボランティアに対する研修への支援が必要です。
- ・図書館未設置町村の学校図書館支援を、当該町村と連携し行う必要があります。

- ・「学校図書館活動支援用セット」については編成より8年が経過し、また、教科書の改訂（小学校27年度、中学校28年度）が行われていることから、セットの刷新と搬送体制についての検討が必要です。
- ・地元で学校を再開した避難自治体に対しては、自治体と連携し、学校図書館運営の支援を行う必要があります。

○子どもが本に親しむ機会の提供

- ・子どもが資料（情報）を探しやすい情報環境の整備が必要です。
- ・保護者に向けた広報活動の充実等、子どもの読書に関わる人たちへの情報提供支援の強化が必要です。

（3）市町村支援の観点から

○図書館未設置町村への支援

- ・図書館設置率が低い福島県では、図書館を設置していない町村の図書館活動（公民館や学校図書館）の支援が必要です。市町村支援用として所蔵している資料の有効活用について、中・長期的検討が必要です。これには、移動図書館車の今後のあり方への検討も含まれます。

○ネットワーク体制の強化

- ・「図書館ポータル」の有効活用を促進し、福島県立図書館を中心とした情報の共有化について推進していく必要があります。
- ・県内図書館間の連携協力体制の強化が望まれます。そのためには、連携協力の主たる業務である「相互貸借」をサポートする体制として、「ILL機能（注15）」の実施検討と、協力車業務を中心とする物流体制の検討が必要です。

○図書館の図書館としての資料補完

- ・市町村が購入できない資料（高額なもの、利用者が限定されるもの、保存が難しいもの等）を収集、保存する役割を周知し、県内図書館全体のサービスを支える必要があります。
- ・資料の提供を含めた、「デポジットライブラリー（共同保存図書館）」（注16）の検討が必要です。

○原子力災害に伴う避難自治体への支援

- ・帰町、帰村を果たし、図書館活動を再開した自治体、あるいは図書館活動の再開に向け準備を始めた自治体に対しての、資料と運営相談の継続的支援と、関係機関との連絡調整をしていく必要があります。

（注15）「図書館ポータル」に実装されている機能の一つ。相互貸借を行うための一連の手続を行うことができる。

（注16）図書館の資料収容スペースの理由などにより、所蔵が困難になった資料を一か所に

集め、共同で保存し活用する仕組み。

(4) 郷土ふくしまに関する情報の収集・発信の観点から

○地域資料（非販売）の収集強化

- ・行政資料を含む地域資料には、市販されていない資料やWEB上の情報が多いため、収集についてはきめ細やかな取組が必要です。また、このことは、東日本大震災福島県復興ライブラリーの資料を収集する上でも重要です。

○資料のデジタル化による保存と提供

- ・地域資料のデジタル化事業を推進し、地域の記憶を伝える貴重な資料として県民に提供していくことが必要です。
- ・貴重な資料を保存するとともに、利用しやすくするためデジタル化は必要です。
- ・ホームページの「デジタルライブラリー」を活用しやすくするための整備が必要です。

○ふくしまに関する Web 情報の窓口へ

- ・ふくしまの歴史や文化、環境、観光などを伝える Web サイトのリンク集をつくり、ふくしまを知るための Web 情報の窓口となり、ふくしまに関する情報へ案内する必要があります。

○新たな情報の発信

- ・情報提供の即時性を活かし、若年層を中心としたデジタル世代の利用を促すため、SNS の活用を検討する必要があります。

5 県立図書館の果たすべき役割

県立図書館の果たすべき役割について公的に示したものとして、「図書館法」第7条の2（設置及び運営上望ましい基準）の規定に基づき定められた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「基準」という）があります。この「基準」は、平成13年に告示されたものですが、平成20年の「図書館法」改正を踏まえ、平成24年12月に全面改正により告示・施行されています。

平成24年8月、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（文部科学省生涯学習政策局長委嘱）から出された報告書（提言）では、これからの図書館に求められる「設置及び運営上望ましい基準」の視点の一つとして、「都道府県及び市町村の役割の明確化」があげられており、県立図書館としての使命を踏まえ行動していくことの必要性について示されました。

「基準」の（総則）において、県立図書館は、市町村立図書館の任務に加え、「住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。」とされています。（注17）

（注17）「総則」に明記された、域内市町村への援助内容としては、同「基準」の都道府県立図書館の部において、市町村立図書館の求めに応じ「資料の提供」、「情報サービス」、「図書館資料の保存」、「郷土資料及び地方行政資料の電子化」、「図書館職員の研修」や、情報通信技術を活用した情報の提供、資料貸出のための円滑な搬送の確保、図書館間の連絡調整の推進に努める他、市町村立図書館等の要求に十分に定めるための資料の整備を行うことなどが示されています。

第2章 福島県立図書館が目指す図書館

福島県立図書館は、「現状と課題」及び「県立図書館の果たすべき役割」を踏まえ、「ふくしまの未来をひらく図書館」を目指すため、次の「基本理念」を掲げます。

1 基本理念

『「知の拠点」として、
全ての県民の教育と文化の振興を図り、
ふくしまの未来をひらきます。』

福島県立図書館は、情報（資料）の提供（貸出・閲覧）やレファレンス等、県民への直接的サービスに努める他、社会（地域）や行政の課題解決に応えるため、「知の拠点」としての責務を果たします。

また、市町村立図書館（未設置自治体にあつては公民館図書室等）の円滑な活動を支援するため、情報（資料）を体系的に収集・保存・提供するとともに、市町村間のネットワーク体制の強化に努めます。そして、子どもの読書活動を推進し、未来を担う子どもたちが、人生をより深く生きる力を身に付けられるよう支援するなど、ふくしまの復興の一翼を文化面から担います。

2 福島県立図書館が目指す4つの目標

「基本理念」の実現に向けて、「福島県立図書館が目指す4つの目標」を定めます。

(1) 県民のための図書館

福島県立図書館は、資料（情報）を収集し、保存し、提供することで、県民の皆さんに役立つ図書館を目指すとともに、全ての人が等しく利用できるサービス体制を目指します。

(2) 子どもたちの今と未来のための図書館

ふくしまの未来を担う、今とこれからの子どもたちのために、資料（情報）を収集し、保存し、伝え、子どもたちの読書活動や主体的・対話的で深い学びを支えることができる図書館を目指します。

(3) 市町村（図書館・公民館等）を支えるための図書館

県内市町村図書館等に対する協力・支援を充実させることにより、市町村の図書館活動を支えるとともに、ネットワーク体制を推進し、全県的な図書館活動の振興を目指します。

(4) ふくしまを知ることができる図書館

「ふくしま」の情報を収集し、保存し、発信することで、全ての人が、いつでも、どこからでも、「ふくしま」を知ることができる「拠点」となることを目指します。

3 「4つの目標」に向けた主要な事業

「福島県立図書館が目指す4つの目標」を達成するため、計画期間である平成30年度～平成32年度において取り組む主要な事業は次のとおりです。

(1) 「県民のための図書館」であるために

“福島県立図書館は、資料（情報）を収集し、保存し、提供することで、県民の皆さんに役立つ図書館を目指すとともに、全ての県民が等しく利用できるサービス体制を目指します。”

ア 県民の知りたい情報ニーズに応えます。

【県民のニーズに照らした多面的資料の収集と提供を行います】

福島県立図書館として、偏りのない蔵書構成を基本に、あらゆる分野の資料を幅広く収集し、県民の情報ニーズに広く応えていきます。

そのため、出版情報の迅速な入手に努めるほか、利用状況の的確な分析を行い、若年層を含む県民各世代の要求に応じた必要な資料の確保に努めます。

更に、市町村立図書館の図書館であることを強く認識し、市町村立図書館の活性化による県民の学習環境の充実を視野に入れた、市町村立図書館を支えるための資料収集にも努めます。

また、県民のくらしに役立つ資料の充実を図るため、4つのテーマ（「育児活動支援」「健康長寿支援」「まちづくり支援」「防災活動支援」）を掲げ、県民の皆様の支援により開設した「県民のくらし応援文庫」の更なる充実を図ります。

更に、「電子書籍」等、新たな資料情報への対応についても検討を行います。

【指標①】「年間貸出総冊数」（冊）

平成28年度	平成32年度
176,296	増加を目指します

【レファレンス機能の充実を図ります】

福島県立図書館では、図書館の資料・情報を基にした調査支援（レファレンス）を行っています。県民に対し、的確で迅速なレファレンスサービスを実施していくことは、福島県立図書館の重要な役割のひとつです。

この役割を果たし、県民の多様なニーズに応じていくため、次の点に取り

組みます。

まずは、事典や年鑑、白書など、レファレンスのための資料の充実です。

次に、パスファインダーや、各種データベースの充実等による、自らが調べることのできるレファレンス環境の整備です。

さらに、研修会への積極的な職員派遣や職場内研修の強化と、「レファレンスマニュアル」の整備による、図書館司書のレファレンス技術の向上です。

【指標②】「年間レファレンス件数」(件)

平成 28 年度	平成 32 年度
11,473	12,600

【大学図書館等研究機関と連携し、専門的資料(情報)を提供します】

県民の多様で高度なニーズに応えるためには、大学図書館や研究機関が持つ、より高度な専門資料(情報)が必要となります。

大学図書館とは、「福島県内大学図書館連絡協議会(注18)」の加盟館として、同協議会の「図書館間相互利用制度」を有効活用した相互貸借の促進に努めるほか、「ふくふくネット」の運用についても、福島大学・福島県立医科大学・福島県立図書館の担当者による協議を定期的に行います。

また、県内研究機関とは、「レフェラルサービス(注19)」に対応できるネットワークづくりを検討します。

(注18) 福島県内の13の大学図書館と福島県立図書館により構成される組織。

(注19) 利用者が必要とする情報について、その情報源である機関や組織、人物を知らせるサービス。

【県内文化施設等との連携による情報の発信に努めます】

福島県立図書館が発信する情報は、資料情報だけではなく、他の文化施設による移動展示や、講座・講演会の実施がそれにあたります。

このような、他の文化施設が持つ専門知識による高度な情報発信は、新たな利用者層の開拓にもつながるものであり、様々な機会を捉え、情報発信の充実を図ってまいります。また、同時に関連する所蔵資料を紹介することで、福島県立図書館に対する理解と利用の促進につなげていきます。

イ 東日本大震災等の記録を残します。

【「東日本大震災福島県復興ライブラリー」を継続し、情報ニーズに応えた新たな活用を図ります】

東日本大震災の被災地図書館の責務として、「東日本大震災福島県復興ライブラリー」事業の長期的運用を図り、記録を残し、後世に伝えるため、資料の収集を継続します。

そのため、一般的な出版情報だけではなく、県内市町村との連携により地域の資料情報の収集に努めます。

収集した資料は、館内での閲覧・貸出による提供の他、「出張展示」の積極的周知に努めます。また、新たな活用方法として、学校等における「防災教育」、「放射線教育」を支援するためのセットの編成に取り組みます。

また、震災から7年が経過し、出版される資料の内容も変化していることから、コレクションの構成として、福島県に関連する資料を重点的に収集していきます。

ウ あらゆる人々が利用できる環境を整備します。

【高齢者や障がい者等の要配慮者に対するサービスの充実を図ります】

高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦、あるいは疾患をお持ちの方にも配慮をし、全ての県民が、生涯を通じて図書館を利用できる環境の整備をしていきます。

大活字本やさわる絵本、デジタル情報の提供等、適切な資料の充実を目指すとともに、高齢者向けの事業の実施、対面朗読室や授乳室、車いす、ベビーカー等の設備利用、介助犬を受け入れていることなどについて案内を強化し、あらゆる人が使用することのできるサービスを推進します。

エ 県内のどこからでも利用できる環境を整備します。

【どこからでも利用できるサービスを推進します】

県内に分館等を持たない福島県立図書館にあっては、来館による利用を考えたとき、地理的な条件により生ずる利用格差を否定することはできません。そのため、県内のどこからでも利用できるサービス(注20)を実施しています。

今後は、これらの事業の継続と強化を図り、福島県立図書館を利用する全ての方の利便性の向上に努めるとともに、県民への広報活動を積極的に展開してまいります。

(注20) 現在、実施しているサービスは以下のとおりです。

- ①Web サービス … 当館ホームページから登録することにより、ご自宅から資料の予約や貸出期間の延長等ができます。
- ②受取館指定サービス … Web サービスで予約した資料の受取館を、指定された県内の市町村立図書館から選ぶことができます。
- ③個人宅配サービス … 利用したい資料を、自宅までお届けします(宅配)。送料は利用者の負担となります。(福島県立図書館の登録者であることが必要です。登録手続きは郵送で行えます。)
- ④協力貸出 … 地元の図書館を窓口として資料を借りることができます。手続きは地元の図書館が行います。
- ⑤遠隔地返却サービス … 福島県立図書館から借りた資料を、地元の図書館(一部を除く)

に返却することができます。(福島大学及び福島県立医科大学の図書館に返却することもできます。)

オ 快適な利用空間を提供します。

【施設環境・設備環境の改善を行います】

誰もが利用しやすく、居住性の高い図書館を目指し、施設・設備環境の改善に取り組みます。

そのため、ユニバーサルデザインの考え方に照らした、快適な環境づくりへの対応に努めます。また、専門的な知識や見解を必要とする場合があることを踏まえ、専門機関との連携体制を整えます。

特に、書庫の狭隘化は直近に迫った課題であり、速やかに取り組む必要があります。

(2) 「子どもたちの今と未来のための図書館」であるために

“ふくしまの未来を担う、今とこれからの子どもたちのために、資料(情報)を収集し、保存し、伝え、子どもたちの読書活動や主体的・対話的で深い学びを支えることができる図書館を目指します。”

ア 学校図書館への支援と連携強化に努めます。

【児童図書研究室としての役割を踏まえ、選書情報を提供するため、幅広い資料の収集を目指します】

福島県立図書館では、「児童図書研究室」での活動を通して、「子どもの図書」や「子どもと読書」、「学校図書館等における児童サービス」に関する情報の提供を行っています。

子どもの読書に携わる関係者が必要とする情報の一つに「資料を選ぶための情報」があります。実際の資料を確認することで行う選書は、業務の適正化と効率化につながります。

福島県立図書館は、学校図書館をはじめとする関係施設が、適切な選書を行い、それら資料の活用により充実した図書館活動が展開できるようにするため、選書の参考となる幅広い資料収集を目指します。

【学校司書や学校図書館ボランティアに対する研修会を実施します】

近年、『学校図書館法』の改正(注21)もあり、「学校司書」の配置が進められています。また、併せて「学校図書館ボランティア」を導入する自治体も増えていますが、研修機会の少ないことが課題として指摘されています。

福島県立図書館は、実施する全ての研修会において、学校司書・司書教

論・学校図書館ボランティア等、学校図書館関係者を受講対象者とし、その学習機会を保障するとともに、内容の充実も図ります。加えて、県教育委員会等と連携した研修会の開催にも取り組みます。

(注 21) 平成 26 年の改正により、学校図書館法第 6 条第 1 項に、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないと明記された。

【学校図書館への資料を支援します】

授業で活用するための資料見本として、テーマごとにセットを編成した「学校図書館活動支援セット貸出」と、学校図書館の運営に役立つ「学校図書館活動支援貸出」の利用を推進します。

「学校図書館活動支援セット貸出」については、編成から 8 年が経過し、この間、教科書の改訂（小学校平成 27 年度、中学校平成 28 年度）も行われていることから、セットの再編成を行います。

また、市町村教育委員会等とも連携し、積極的周知に努めるとともに、貸出方法や搬送方法など、利用促進体制について検討します。

「学校図書館活動支援貸出」については、移動図書館車事業との共用資料でもあることから、市町村支援事業全体の見直しの中で、活用しやすい体制の確立を目指します。

また、教育活動を支援するものとして、授業で活用できる「関連資料」や「ブックリスト」の提供について、的確に行える体制を整備します。

加えて、図書館未設置町村では、公民館図書室による学校図書館支援が容易ではないと考えられるため、各教育委員会等関係機関と連携し、福島県立図書館による支援を進めます。

【指標③】 「学校図書館活動支援セット貸出実績」 (件数・セット数)

平成 28 年度	平成 32 年度
18 件 54 セット	30 件 120 セット

【避難自治体の学校再開に合わせ、学校図書館を支援します。】

避難指示が解除された地区の小・中学校では、地元での再開を果たしたり、あるいは、それに向けた準備が進められていますが、帰還自治体の図書館や公民館図書室自体における活動も本格的なものではなく、また、図書館等が休館中の自治体もあることから、自治体による学校図書館の運営は容易ではないと考えられます。

福島県立図書館では、自治体が行う学校図書館支援事業に対する運営相談を積極的に行うとともに、現行の資料支援事業を最大限に活用しサポートします。

イ 子どもが本に親しむ機会を提供します。

【子どもにとって利用しやすい環境を整備します】

福島県立図書館は、乳幼児から安心して利用できる図書館を目指し、本や図書館を身近なものと感じ、子どもたちの生活の一部となるように、読書活動や主体的・対話的で深い学びを支えることができる環境を整備します。

そのため、子どもたちの成長や関心事、学習テーマ等に合わせた「ブックリスト」を作成し、読書や学習をサポートします。

ヤングアダルト世代（10代の子どもたち）へは、読書活動のための情報を提供するとともに、自らが調べ解決する力を養うためのサポートをします。

また、県教育委員会が行う「ビブリオバトル」等の事業に対しては、積極的に協力し、読書に親しむ機会の醸成を図ります。

加えて、大学などの教育機関の協力を得て、外部の人材を活用した学習支援についても検討します。

【指標④】 「児童資料館外個人貸出冊数」 （冊）

平成 28 年度	平成 32 年度
56,597	増加を目指します

【子どもを取り巻く大人（保護者等）への情報提供の環境を整備します】

子どもの読書環境をより良くするためには、大人たちの協力が必要となります。福島県立図書館では、ブックリストの提供等、乳幼児期の子どもと大人（保護者）をはじめとする、子どもに関わる人たちが、本や図書館に親しむための情報支援を行います。そのため、図書館や関係機関と連携しながら事業を展開するとともに「子育て支援コーナー」の資料の充実を図ることで、安心して子育てができるための各種情報の提供に努めます。

また、県内図書館関係職員や読書活動ボランティアのための研修にも取り組みます。

(3) 「市町村（図書館・公民館等）を支える図書館」であるために

“県内市町村図書館等に対する協力・支援を充実させることにより、市町村の図書館活動を支えるとともに、ネットワーク体制を推進し、全県的な図書館活動の振興を目指します。”

ア 市町村の図書館活動を支援します。

【資料の提供を行います】

福島県立図書館には、「県内図書館の図書館」としての役割があります。県民の身近な図書館である市町村立図書館を支えることで、直接利用できない県民へ間接的に図書館サービスを届けることとなります。市町村が必要とする資料を「協力貸出」で貸し出しするほか、市町村が購入できない資料のリクエストを受け付けることで、市町村立図書館等を支援していきます。

また、福島県立図書館が実施した資料展示については、市町村の求めに応じ「出張展示」も行います。

【指標⑤】「協力貸出冊数」（冊）

平成 28 年度	平成 32 年度
4,955	増加を目指します

【図書館活動への運営相談等を行います】

「協力車」事業においては、福島県立図書館職員と市町村立図書館職員との意見交換の時間も必要であるとの意見もあることから、司書による情報交換や運営相談を目的とした巡回機会を増やすなど、市町村に対する支援を強化します。

また、新設・新築の図書館については定期的な連絡機会を設け、運営相談の充実に努めます。

加えて、職員研修の講師として福島県立図書館の司書を派遣します。

【図書館未設置町村の読書活動を支援します】

図書館未設置町村においては、「移動図書館車」巡回時以外には定期的な接する機会がないことから、必要に応じて運営相談のための巡回機会を設けます。

また、「図書ボランティアの養成」や「子ども司書の養成」等、住民協働による図書活動推進のための事業の実施に対しては、講師として福島県立図書館司書を派遣します。

イ 県内全体のネットワーク体制の強化を図ります。

【資料の物流体制を推進します】

図書館間のネットワークを具現化するものとして、資料の相互貸借があります。県内図書館同士の相互貸借を活性化し、県内図書館が所蔵する資料を有効活用するために、県内図書館間の物流体制整備を推進します。そのための方策として、福島県立図書館が行う、市町村立図書館との物流体制（「協力車」、「宅配による協力貸出」等）の充実についての検討を行

い、既存の制度の有効活用を図ります。

また、将来的な展望として、「ふくふくネット」や他の市町村立図書館が行う物流体制の共用等についても視野に入れた検討を行い、大学図書館や高等学校図書館とのネットワークを推進していきます。

【資料の保存協力について検討します】

福島県立図書館の大きな役割の一つに資料の保存があります。一方、市町村立図書館では、資料の収容量が限られていることなどから、地域資料や貴重資料等、一部の資料を除いては廃棄という流れが一般的です。

県民の将来的な利用を考え、福島県内の図書館で、一つの資料を必ず1冊は保存する仕組みは必要です。

福島県立図書館では、県内図書館等との協議を踏まえ、「デポジトリブライリー（共同保存図書館）」機能について検討を進めます。

【協力レファレンスを積極的に受け付けます】

専門的資料を多く所蔵し、地元新聞のデータベースや、雑誌・法規等に関する有料データベースが活用できる福島県立図書館は、市町村立図書館で解決できないレファレンスについて積極的に受付し、調査の協力を行っています。

また、このようなレファレンスツールの活用についても、更なる周知を図ることで、「図書館の図書館」としての役割の強化に努めます。

【市町村立図書館相互の連携・協力体制の基盤を整備します】

「福島県公共図書館協会」(注22)の事務局として、県内図書館関係者が相互に交流できる「場」の確保に努めるため、次の事業を推進します。

①福島県公共図書館協会実務担当者会議

協会加盟館の相互協力担当者による会議です。迅速な協議内容の解決を図るため、年度内2回の開催を目指します。

②地区別連絡会

県内を4区分した地区ごとの意見交換の場として実施しているものです。実務担当者会議で今後の運営について協議をしていきます。

また、福島県立図書館が行う「図書館ポータル」の活用強化についても、上記会議を通して図っていきます。

(注22) 県内の公共図書館、公民館図書室、関係機関の連携協力と、図書館事業の進歩発展を図ることを目的に設置された団体。現在64団体が加盟している。

ウ 県内図書館関係職員の研修をサポートします。

【研修機会を提供します】

図書館職員（司書）には、利用者の様々な情報ニーズに対して、的確に

対応していく知識と技術が求められます。そのスキルアップのための機会を設定することも、福島県立図書館に課せられた役割です。

福島県立図書館は、現在実施している次の研修を継続し、内容の充実を図ります。

- ①福島県図書館・公民館図書室職員等初任者研修会
- ②福島県図書館・公民館図書室職員等専門研修会
- ③福島県内図書館初任者職員実務研修

学校図書館関係者に対しては、「初任者研修会」における学校図書館に特化した研修カリキュラムの実施を行うほか、他の研修についても周知を図り、学校図書館関係者への参加を促します。

また、福島県公共図書館協会においても、各加盟館の意見を集約しながら、県内図書館関係者に必要な情報の提供に努め、福島県全体としての図書館職員の資質向上を図ります。

加えて、市町村立図書館からの要望により、福島県立図書館の司書を講師として派遣し、研修を行います

エ 情報拠点として、図書館運営に必要な情報を収集し提供します。

【福島県立図書館情報ネットワーク事業】を維持し強化を図ります】

福島県立図書館は、資料の管理と、県民及び県内市町村が利用しやすい環境を作るため、基幹系の業務全般（資料の登録・貸出・返却・検索・予約等）を電算化することで利便性の向上を図っています。今後もこの環境を維持し、迅速で的確な情報提供を行います。

併せて、インターネットによる利用サービスの充実を図り、所蔵情報の検索と予約をはじめ、新刊案内や事業の紹介等、広く県民に情報を提供し、県民の学習需要に応じていくとともに、どこからでも利用できる図書館サービスを提供します。

また、県内図書館間のネットワーク（相互協力）の推進を目的に、図書館システムの中に「図書館ポータルサイト」を設け、県内の図書館・公民館等の関係機関が、相互の情報交換等に活用できるようにしていますが、十分に活用されてはいないため、その利用促進に努めます。その方策の一つとして、「ILL（相互貸借）機能」の活用について意見の集約を行います。

【図書館システム及びLANシステムの更新作業を遂行します】

県内図書館ネットワークにおける、情報拠点としての福島県立図書館の機能を支える「図書館システム」及び「LANシステム」については、本計画の実施年度内に契約更新時期を迎えることから、新システムへの移行を円滑に実施し、更なるサービスの拡充を目指します。

そのため、県民及び市町村のニーズを的確に捉えるための手段を講ずるとともに、他県の状況を含む最新情報の収集に努めます。

また、円滑なネットワーク体制の維持を図るため、市町村図書館及び関係機関のネットワーク（情報システム）環境についての調査を行います。

オ 避難自治体の図書館活動を支援します。

【資料の提供と運営相談を行います】

原子力災害による避難に伴い休館をしていた図書館では、この間、資料の補完は行われず、図書資料に空白期間が生じています。体系的な資料（蔵書）構成を活動の基本とする図書館にあっては、大きな痛手といえます。

このため福島県立図書館では、避難自治体に対する資料支援を、「移動図書館車」の巡回をはじめ「各種支援貸出」事業を駆使して行い、その図書活動を支えます。

また、図書館業務の再開を果たした自治体と再開に向け具体的に準備を進めている自治体については、巡回による状況確認と運営相談を行います。再開の目処が立たない自治体については、定期的な連絡を行い、情報の収集と支援情報の提供に努めます。

【他機関との連絡窓口として情報の収集・提供に努めます】

避難自治体の図書館活動を取り巻く状況としては、多数の住民（利用者）避難という特殊な環境と、震災からの時間的経過による体系的な支援体制の希薄化があります。

こうした状況を踏まえ、福島県立図書館は、関係機関との連絡調整に努め、避難自治体の現状を的確に伝えるとともに、必要な支援情報の収集と、具体的な支援体制の実現を目指します。

その方策の一つとして、（公社）日本図書館協会が設置する「東日本大震災対策委員会」が行う関係者会議に職員を派遣し緊密な連携体制を図ります。

(4) 「ふくしまを知ることができる図書館」であるために

“「ふくしま」の情報を収集し、保存し、発信することで、全ての人々が、いつでも、どこからでも、「ふくしま」を知ることができる「拠点」となることを目指します。”

ア ふくしまの文化を伝えていくため、地域資料を収集・保存し、提供します。

【ふくしまに関する情報を広く収集・保存し、提供します】

福島県に関する資料は、県民にとって本県の文化を伝えていくための重要な資料です。そのため福島県立図書館は、福島県下全域の地域資料を広

く収集・保存し、将来に伝えるために行動します。

また、収集した資料（福島県関連資料・情報）は、資料の貸出やレファレンスサービスだけではなく、ホームページや『福島県郷土資料情報』（注23）、『館報あづま』（注24）などを通して広く県民に提供し、利用の促進を図ります。

（注23・24）福島県立図書館の広報誌。

【行政資料等の非販売資料を収集します】

地域資料は、自治体が発行する「行政資料」や書店等一般流通に乗らない「私家版（私版）」など、出版に関する情報の入手が困難な非販売資料が数多くあります。

福島県立図書館は、県の全域に関する情報を「地域資料」の対象としていることから、福島県の各関係部署や県内市町村（図書館・公民館）との連携を図ることで、積極的収集に取り組みます。そのため、定期的な情報提供のための依頼を行うとともに、ホームページや当館発行物、館内掲示等において、広く県民にも呼びかけます。

イ 資料のデジタル化による保存と提供を推進します。

【地域資料・貴重資料のデジタル化事業を計画的に進めます】

デジタル化による資料の媒体変換は、オリジナル資料の劣化を防ぐとともに、資料の利便性の向上を図ることにもつながります。

福島県立図書館では、資料個々の状態を確認し、劣化のおそれがある資料や貴重資料を、重要性の高いものから優先的にデジタル化を進めていきます。また、視聴覚資料の媒体変換へ向けても検討を進めます。

さらに、県内図書館が所蔵する地元新聞のデジタル化についても、各館の意見交換の機会を設け検討してまいります。

【「デジタルライブラリー」（HP）を利用しやすくします】

デジタル化された福島県立図書館の貴重資料（地域資料を含む）については、当館のホームページから閲覧することができます。このサイトへのアプローチを明確にする等、レイアウトの更新を含む利用促進のための見直しを行うことで、情報へのユニバーサルアクセスの向上に努めます。

ウ Web 環境を活用した情報の発信と共有化を推進します。

【ふくしまの情報を発信していきます】

インターネット上で、「県内市町村史」の目次情報や地域資料情報等、

郷土「ふくしま」を知るための、役立つ情報を発信していきます。

また、福島県内の自治体や文化施設、情報機関、研究機関などのリンク集を設定し、どこからでも「ふくしま」を知ることができる、役に立つ Web サイトを目指します。

加えて、福島県立図書館が発行する資料については、より多くの人々と情報の共有ができるよう、県教育委員会との連携を図り、Web 環境を活用した新たな提供体制について検討します。

【SNS を活用した情報発信をしていきます】

即時性のある情報を、若年層を中心としたデジタル世代を含む多くの人々に発信していくため SNS を活用します。

実施に向けては、課題の整理を行うとともに運用基準を明文化し、館内の体制を定めることで、平成 30 年度の運用開始を目指します。